元気なとき

人の様子

予

相

談

医

MCI (軽度認知障害)

■もの忘れはあるが、日常生活は自立

- ・日にちや曜日が時々わからなくなる
- ・料理の味付け、仕事や車の運転の様 子が変わった
- ・置き忘れやしまい忘れが増える
- ・好きだった趣味活動をしなくなる

認知症 (軽度)

■認知症はあるが日常生活は自立

- ・料理の手順を考えるのが難しくなる
- ・やる気が出ない・気分が沈む
- ・新しいことがなかなか覚えられない
- ・同じことを何度も聞く

認知症(中度)

■見守りがあれば日常生活は 自立

- ・電話や訪問者の対応が一人 では難しい
- ・たびたび道に迷う
- ・季節にあった服を選べない
- ・薬や金銭管理が難しくなる

認知症 (中度~重度)

■日常生活に手助け・介助が必要

- ・食事・排泄等うまくできない
- ・日時・季節が分からなくなる
- ・自宅がわからなくなる
- ・物を盗られたとの妄想が出や すい

認知症 (重度)

■日常生活に手助け・介助が必要

- ・物事への関心が少なくなる
- ・会話が成立しなくなる
- ・着替えや入浴等の身の回りの ことができなくなる

・認知症疾患医療センター (P38)

・声かけや介護を拒む

認知症になることを遅らせたり認知症になっても進行をゆるやかにするために日常生活を大事に過ごす5つのポイント(P17~)を参考に過ごしましょう

①いきいきももりん体操 ②ふれあい・いきいきサロン ③老人クラブ ④ボランティアセンター ②認知症の本人のつどい

⑤シルバー人材センター ⑥牛きがい型デイサービス

⑦温泉利用介護予防事業

認知症やもの忘れについて相談したいとき

・長寿福祉課 (P26) ・地域包括支援センター (P34)

> ②認知症の人と家族の会 ・認知症初期集中支援チーム(P35) ・福島県認知症コールセンター (P35)

・福島県若年性認知症相談センター(P35) ・若年性認知症コールセンター(P35) もの忘れ相談医(P36)

・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)

検査や薬の処方、認知症やもの忘れについて相談したいとき

・認知症初期集中支援チーム (P35)

・かかりつけ医

・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局

・もの忘れ相談医 (P36) ・認知症サポート医 · 認知症専門医

・認知症疾患医療センター(P38)

ご本人に合わせサービスを利用しましょう

⑩介護保険サービス (P26)

ご自身の状況や希望に合わせてサービスを選びましょう

⑱シルバーパスポート ②オレンジカフェ (認知症カフェ) ・民生児童委員

⑩わたしの人生ノート 28消費生活センター

②権利擁護センター

③認知症サポーター

②避難行動要支援者登録制度

③地域見守りネットワーク事業

12はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 ①緊急通報装置設置支援 ③ふれあい訪問収集 ②若年性認知症家族交流会「ゆずの会」 ②若年性認知症の本人と家族のつどい「陽だまりの会」 ⑩ヘルプマーク・ヘルプカード ⑪おもいやり駐車場利用制度

②認知症の人と家族の会

⑦食事サービス

③あんしんサポート(日常生活自立支援事業)

(4)介護マーク ⑤認知症高齢者等お帰り見守り事業

> ⑨訪問理美容利用助成 20治療材料の給付 36介護保険施設などの入所施設

⑧白立支援医療(精神通院医療) ⑨精神障害者保健福祉手帳

相談先やサービスの目安

主なサービス・社会資源一覧

※介護保険サービスは P26~27をご覧ください

		- 27 をこ見ください	
No.	名称	内容	お問い合わせ先
1	いきいきももりん体操		
2	ふれあい・いきいきサロン		
3	老人クラブ	P 21参照	
4	ボランティアセンター		
(5)	シルバー人材センター		
6	生きがい型デイサービス	介護保険に該当しない一人暮らし高齢者等に、通所による各種サービスを提供し、生きがいづくりと社会参加を支援します。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL: 024-525-7657
7	温泉利用介護予防事業	介護保険に該当しない一人暮らし高齢者等に、土湯温泉の温浴施設にて、温泉への入浴やレクリエーション等の各種サービスを提供します。	長寿福祉課 長寿福祉係 TEL: 024-525-7656
8	自立支援医療(精神通院医療)	P 8 参照	
9	精神障害者保健福祉手帳	1 0 2/11	
10	介護保険サービス	P 26~27参照	
11)	緊急通報装置設置支援	一人暮らしの高齢者等で市県民税非課税の方へ、緊急通報装置の設置 支援を行います。緊急通報装置は緊急時に緊急通報受信センターが受 信し、協力員への連絡、安否の確認をするとともに119番にも通報し、 速やかに対処できます。	長寿福祉課 長寿支援係
12	はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成	ー 人草らし 喜齢者の亜介護者の介護者の方々 「寝息古指定の施術者が」 TEL: 02	
13	ふれあい訪問収集	家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障がいを持つ方々に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集することにより、日常生活の負担を軽減するとともに、安否確認を行い安全な在宅生活を支援します。 TEL: 02	
14)	介護マーク		
15	認知症高齢者等 お帰り見守り事業	P 30参照	
16	ヘルプマーク・ヘルプカード		
17)	食事サービス	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で食の確保が困難な方に、配 食(昼食のみ)を実施し、訪問の際に安否確認を行います。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL: 024-525-7657
18	シルバーパスポート	75歳以上の方が市内の公共交通(路線バス、福島交通飯坂線、タクシー)を利用するときに運賃の助成を受けられる制度です。助成を受けるには申請が必要です。	シルバーパスポート コールセンター TEL:024-572-3964
19	訪問理美容利用助成	ご自宅への訪問理美容サービスを希望する、寝たきりの高齢者等へその出張費用の一部を助成します。	長寿福祉課 長寿支援係 TEL: 024-525-7657



No.	名称	内容	お問い合わせ先		
20	治療材料の給付	在宅の重度認知症の方や重度障がい者に対し、治療材料費(紙おむつ等)を助成します。	障がい福祉課 障がい給付係 TEL: 024-525-3796		
21)	おもいやり駐車場利用制度	障がい者、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等の車の乗降が 困難な方に利用証を発行し、当該駐車場利用の際に掲示を求める「お もいやり駐車場利用制度」を実施しています。	福島県障がい福祉課 TEL:024-521-7170		
22	オレンジカフェ(認知症カフェ)	P 28~29参照			
23	認知症の人と家族の会	P 30参照			
24	若年性認知症家族交流会 「ゆずの会」	P 8 参照			
25	若年性認知症の本人と家族のつどい 「陽だまりの会」	₽8季照			
26	わたしの人生ノート				
27	認知症の本人のつどい				
28	福島市消費生活センター	P 31参照			
29	福島市権利擁護センター				
30	あんしんサポート (日常生活自立支援事業)				
31)	認知症サポーター (認知症サポーター養成講座)	P 33参照			
32)	避難行動要支援者登録制度	災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、支援を受けないと避難が困難な方(避難行動要支援者)が安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安全で安心して暮らせる地域を形成するため、「避難行動要支援者登録制度」を推進しています。 長寿福祉課長寿福祉係 TEL: 024-525-765			
33	地域見守りネットワーク事業	福島市の企業・団体と協定を結び、各事業者が日常業務の中で地域の 見守り活動を行う事業です。また、市内で認知症等による行方不明者 が発生した際に、同意を得られた事業所へ情報提供し、業務に支障の ない範囲で行方不明者の捜索を行います。 長寿福祉課 地域包括ケア推進 TEL:024-529-50			
34)	有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいで、入浴・排泄・食事等の介護や食事の提供、またはその他の日常生活上必要なサービスを行う施設です。			
35	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅等です。	住宅政策課 住宅政策係 TEL: 024-525-3734		
36	介護保険施設などの入所施設	P 27参照			
37	個人賠償責任保険	認知症の方の過失で加害者になった場合に備えて個人賠償責任保険があります。自動車保険、火災保険、傷害保険、スポーツ保険などの特約で付帯できる場合や、認知症に特化した保険もあります。加入にあたっては、要件や保障内容等をご確認ください。			

介護保険を活用しましょう

認知症の人を自宅で介護するには、決して1人で無理をせずに、仲間や相談できる人を見つけることが大切です。各種サービスや相談窓口を上手に使うことによって、本人の認知症の進行を緩やかにし、生活リズムを整えることができます。それが、家族の介護負担の軽減にもつながります。

相談からサービス利用までの流れ

1 窓口に相談します

介護や支援などが必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市の窓口に相談しましょう。



介護サービス、介護予防 サービスの利用を希望 ※介護保険やサービスについて詳しく お知りになりたい方は、「すこやか介護 保険」をご覧ください。市役所・支所・ 地域包括支援センターで配布しております。



詳しくは次のページをご覧ください。

介護予防・日常生活支援 総合事業の利用を希望

2 要介護認定の申請をします

介護保険のサービスの利用を希望する人は、 市の窓口に要介護認定の申請をしましょう。

※本人や3親等以内の家族などのほか、地域包括支援センター、 省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、成年 後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に 必要なもの

- 要介護·要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険に加入していることが 確認できるもの(40~64歳の方)
- ◆定期受診のない方は、「介護保険・主治医意見書問診票」を記入 し、主治医へ提出するようお願いします。

3 調査と審査が行われま

ਰ

4 認定結果をお知らせします

ービス利用



2 基本チェックリスト等を受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト等」を受けます。基本チェックリストは、65歳以上の方が対象です。

生活機能の低下がみられた

生活機能の低下がみられなかった

-般介護予防 事業

介護予防のための 教室や講演会

の問い合わせ生

介護保険料のこと

介護保険課介護資格係 TEL:024-525-6551

要介護認定のこと

介護保険課介護認定係 TEL:024-525-6552

介護サービスのこと

介護保険課介護給付係 TEL:024-525-6587

高齢者福祉のこと

長寿福祉課長寿福祉係 TEL:024-525-7656

高齢者支援のこと

長寿福祉課長寿支援係 TEL:024-525-7657

介護予防・地域包括ケアのこと

長寿福祉課地域包括ケア推進室 TEL:024-529-5064

介護保険サービス一覧

本人の状態(要支援1~要介護5)によって、様々なサービスを利用できます。

サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。



ここでは大まかな サービスを掲載して います。詳しくは、お 問い合わせ先まで ご連絡ください。

., (ナービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。			
種類	名称	内容	お問い合わせ先	
自宅から通う	通所介護(デイサービス)	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。※認知症高齢者を対象としたサービスもあります。		
ら通う	通所リハビリテーション (デイケア)	施設や医療機関で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能 訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。		
	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。		
<u> </u>	訪問リハビリテーション	各種リハビリ専門職が自宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常 生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。		
目宅に来てもらう	訪問入浴介護	移動入浴車で自宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。		
くもらう	居宅療養管理指導	各種専門職が通院の困難な方の自宅を訪問し、療養上の管理や 指導を行います。	各地域包括支援 センター P34参照	
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行い ます。	担当の ケアマネジャー	
	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられます。※要支援 1·2 の人は利用できません。	介護保険課	
泊季通まらうる。	小規模多機能型 居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊の サービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。	介護給付係 TEL:024-525-6587	
自住	福祉用具貸与·販売	歩行器などの福祉用具のレンタルや入浴いす等を購入したとき の費用が支給されます。		
自住みで関系を	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。※事前の申請が必要です。		
す	ショートステイ	施設などに短期間入所し、食事や入浴などの介護や機能訓練を 行います。		
施	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が共同生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や 支援、機能訓練を受けられます。※要支援1の人は利用できません。		
施設に入所する	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理の もとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。 ※要支援1、2の人は利用できません。		
ି ଚ	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要な人に対し、入所して食事、 入浴、排せつなどの介護や療養上の世話を提供する施設です。 ※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。		

オレンジカフェ (認知症カフェ)



オレンジカフェ(認知症カフェ)とは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職など誰でも気軽に集える場所です。活動内容は様々ですが、レクリエーションや参加者同士での情報交換など地域とのつながりの場になっています。

福島市内オレンジカフェ開催状況

No.	名称	開催地区		開催時間	内 容	参加費	問い合わせ先
IVO.	40 例	用性地区			ry &	沙川貝	
1	みんなのカフェ	中央	松ヶ丘ビル5階 羽山ヒルズラウンジ (栄町1-28)	第4木曜日 13時30分 ~14時 45分	①茶話会・交流 ②専門職による認知症相談	100円	医療法人湖山荘 あずま通りクリニック 電話:024-572-4611
2	「いこ Café」	中央	メディア・シティエスタビル 地下1階 福島市街なか交流館 (栄町6-1)	第3木曜日 14時~16時	①茶話会・交流 ②レクリエーション	_	福島市中央地域包括 支援センター 電話: 024-533-8891
3	おれんじカフェ六華	中央	きらり健康生活協同組合 本部1階 みんなの部屋 (野田町一丁目15-12)	第3金曜日 10時〜12時 (8月、1月は休み)	①茶話会・交流 ②レクリエーション ③歌 ④軽食 ⑤認知症や健康に関する学習会 ⑥参加者の希望を反映して計画	100円	福島市中央西地域包括 支援センター 電話:024-563-4880
4	ささえ愛カフェ	中央	ささえ愛カフェ事務所 (野田町字八天32-11)	第2、第4水曜日 14時~16時	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する学習会 ④介護予防レクリエーション	_	特定非営利活動法人 ささえ愛カフェ 電話: 024-558-7656
5	オレンジカフェ「風」	渡利	福島市わたりふれあい センター (渡利字番匠町43)	第4日曜日 13時~14時30分	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する情報提供 ④音楽タイム	200円	認知症の人と家族の会福島県支部福島地区会電話: 024-521-2760
6	オレンジカフェ・ ブレスユー	渡利	鈴と小鳥 (渡利字鳥谷下町21-2)	第3日曜日 14時~15時30分	①交流・情報交換 ②レクリエーション ③認知症に関する相談窓口 ④認知症の正しい理解の普及・ 啓発	100円	オレンジカフェ・ ブレスユー事務局 電話: 090-9638-7632
7	オレンジカフェ シニアガーデン	杉妻	ユアライフ交流室 (伏拝字田中19-7)	第4土曜日 14時~16時	①認知症についての基礎知識 ②認知症予防体操	100円	株式会社ユアライフ 電話:024-563-4671
8	フクチャンち オレンジカフェ	杉妻	フクチャンち通所介護 事業所 (伏拝字清水内25)	第4土曜日 14時~15時	①認知症予防体操 ②健康講話 ③認知症に関する相談 ④歌 ⑤折り紙等軽作業	100円	ロング・ライフ フクチャンち 電話:024-546-3627
9	カフェとまり木	杉妻	鳥谷野集会所 (鳥谷野字宮畑8)	第2金曜日 14時~16時	①認知症や健康、介護に関する 学習会 ②健康体操 ③近隣施設・鳥谷 野地区の活動等の情報交換	100円	あったかいごとやの 電話:024-539-5553
10	オレンジカフェ 「なごみっこ」	杉妻	社会福祉法人なごみ喫 茶コーナー (太平寺字町ノ内30)	第3土曜日 10時~11時30分	①茶話会 ②介護相談等	_	福島市杉妻地域包括 支援センター 電話: 024-573-8130
11	みんなの SunSun カフェ	蓬萊	蓬萊学習センター分館 第一講義室等 (蓬莱町四丁目1-1)	第3水曜日 10時~11時30分 (1、2月は除く)	①座談会 ②健康に関する学習会	100円	福島市蓬萊地域包括 支援センター 電話: 024-547-2345
12	おれんじカフェ 「マハロ」	清水	信夫山ガイドセンター (御山字甘粕17)	不定期	①懇談会 ②レクリエーション ③健康体操 ④菓子作り ⑤認知症や健康、介護に関する 学習会	100円	おれんじカフェ「マハロ」 事務局 電話:070-4425-8022
13	オレンジカフェ はるの陽	清水	なごみ工房 (北沢又字番匠田5)	奇数月の第3土 曜日 13時30分~15時	①ミニ講座 ②情報交換・交流 ③医療・介護等個別相談 ④歌 ⑤イベント	100円	福島市清水東地域包括 支援センター 電話: 024-558-7300
14	オレンジカフェ カナリア	信陵	地域複合型総合施設生愛会生活期総合リハビリテーション医療ケアセンター地域交流館カナリア(大笹生字向平6-1)	第3水曜日 13時30分~15時	①認知症予防体操 ②座談会 ③認知症に関する相談	_	福島市信陵地域包括 支援センター 電話:024-558-7867

No.	名 称	開催地区	開催場所	開催時間	内 容	参加費	問い合わせ先
15	にんじんカフェ	北信	北信福祉会ハッピー愛ランドケアハウス2階談話室 (南矢野目字才ノ後6-2)	不定期	①認知症予防体操 ②レクリエーション ③ミニ講座 ④認知症に関する相談	200円	北信西認知症カフェ 推進チーム事務局 (北信西地域包括支援センター) 電話: 024-552-5544
16	Café すこやか	北信	すこやかの里・瀬上 (瀬上町字四斗蒔1-1)	第4金曜日 13時30分~15時	①認知症に関するミニ講話 ②情報交換 ③茶話会 ④イベント	100円	福島市北信東地域包括 支援センター 電話: 024-553-1555
17	ライフ吉井田 オレンジカフェ	吉井田	地域包括ケア施設ライ フ吉井田 (吉倉字谷地73-1)	第4水曜日 14時~15時	①座談会 ②専門職による介護相談や談話 ③体操 ④脳トレ ⑤談話(回想法) ⑥ものづくり	_	ライフ吉井田看護小規 模居宅介護事業所 電話:024-563-6145
18	くるみカフェ	吉井田	エルダーランド地域包括 ケアステーション (吉倉字谷地36-1)	第3火曜日 13時30分~15時	①パン作り ②学習会 ③専門職による介護相談や談話	300円	福島市吉井田地域包括 支援センター 電話: 024-546-6222
19	いいざか オレンジカフェ	飯坂	「ふるさと」いいざか (飯坂町字八景3-7)	不定期	①脳年齢判断 ②認知症に関する学習会 ③懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話: 024-573-6077
20	飯坂ももカフェ	飯坂	飯坂町はなゆまち (飯坂町字湯町37-1)	木曜日 (実施する週は不定期) 11時~12時	①ワークショップ②懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話: 024-573-6077
21	オレンジカフェ こらんしょ	松川	リブレ松川高齢者複合 施設 (松川町美郷四丁目13-8)	第3土曜日 10時~11時30分	①参加者の希望を反映して計画 ②健康体操 ③地域住民の交流の場 ④介護相談受付 ⑤手作業(作品、お菓子つくり等)	100円	リブレ松川 高齢者複合施設 電話:024-573-6522
22	しろやまカフェ	信夫	あづま脳神経外科病院 (大森字柳下16-1)	偶数月の第3金 曜日 10時〜11時	①認知症に関する学習会・懇談会 ②医療・介護相談会	200円	福島市信夫地域包括 支援センター 電話: 024-593-0151
23	オレンジカフェ 楽楽	吾妻	朝カフェ「んだよねぇ」 (西中央二丁目64-3)	第3土曜日 13時~15時	①茶話会 ②相談	200円	福島市吾妻東地域包括 支援センター 電話: 024-555-3522
24	オレンジカフェ 道しるべ	飯野	くらしと介護のサポート道しるべ (飯野町字町10)	第3土曜日 10時~12時	①認知症ミニ講座 ②座談会 ③相談	100円	くらしと介護のサポート 道しるべ 電話: 024-502-2525

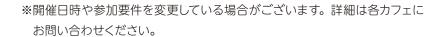
オレンジカフェの内容

- ①認知症の方や家族が気軽に集まり、お話することができます。
- ②認知症についての情報を交換することができます。
- ③専門職が必ず1名以上いますので、認知症の相談をすることができます。
- ④それぞれのカフェが様々なイベントを行っています。

参加要件

どなたでも参加することができます! 特に下記の要件に該当する方はぜひご参加ください。

- ①認知症の方ご本人
- ②認知症の方を介護されている方
- ③認知症について関心のある方





▲オレンジカフェ「はるの陽」

公益社団法人 認知症の人と家族の会

全国47都道府県に支部のある全国組織です。 認知症の人本人や家族の他、医療や介護、福祉 の専門職や団体も会員になっています。一般参 加の本音で話し合える"つどい"やオレンジカフェ "風"も毎月定期開催。どんな病気かを知っていれ ば、早めに気づいてケアできます。「おたがいさ ま」と支え合う仲間がいれば、これまでと変わりな く暮らせます。認知症の不安を大丈夫!の安心に。

お 問 い 認知症の人と家族の会 福島県支部福島地区会 合わせ先 TEL:024-558-0575(担当:原)

認知症高齢者等 お帰り見守り事業

福島市長寿福祉課、福島警察署、福島北警察 署、お住まいの地域包括支援センターに事前に 情報を登録し、行方不明となったときに警察と地 域の関係機関・事業所が協力し早期に発見する ための仕組みです。

また、登録と併せて、早期に身元が判明できる よう「身元確認QRコードシール」を配布いたしま す。利用料金は無料(追加注文の際は有料)

利用できる方は、「認知 症高齢者等のうち福島市 内に住所を有する方|長 寿福祉課、または担当の ケアマネジャーかお近く の地域包括支援センター にご相談ください。



見本

お 問 い 長寿福祉課地域包括ケア推進室 合わせ先 TEL:024-529-5064



「QR コード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

介護マーク

介護されている方が誤解や偏見を受けないよ う、介護中であることを周囲に知らせる「介護 マーク|を配付しています。

介護を必要とする高齢者、介護を必要とする障 がい児・障がい者、指定難病や小児慢性特定疾病 により介護を必要とする方、その他介護を必要と する方の介護者へ配布します。(要介護者又は介 護者で市内に住所を有している方が対象です)

長寿福祉課、障が い福祉課、感染症・疾 病対策課、こども家庭 課、各支所、茂庭出張 所の窓口で申し込み できます。



▲介護マーク

お 問 い 長寿福祉課地域包括ケア推進室 合わせ先 TEL:024-529-5064



ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助 や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮 を必要としていることを知らせることで、援助を得 やすくなるよう作成したマークです。ヘルプカード は、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に 理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や 必要な支援内容などが記載できます。

> ヘルプマーク及びヘルプカードは 障がい福祉課、感染症・疾病対策



課、長寿福祉 課、支所及び出 張所において無 料で配布を行っ ております。

▲ヘルプマーク・ヘルプカード

お 問 い 障がい福祉課障がい庶務係 合わせ先 TEL:024-525-3748



「わたしの人生ノート」〜自分らしい将来を迎える準備のために〜

「わたし」の想いを伝えるためのノートです。

最期まで自分らしく生活するために、大切にしたいことや望んでいることを書き留め、家族や大切な人に伝えましょう。

長寿福祉課、健康づくり推進課、福島市在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センターで簡単な説明をしながらお渡ししています。市民向けの書き方講座も実施しています。

お問い合わせ先

福島市保健所健康づくり推進課検診予防係 TEL:024-525-7680 福島市在宅医療・介護連携支援センター TEL:024-572-6671



認知症の本人のつどい

認知症と診断されたご本人同士が集まって気軽におしゃべりをしたり、日々のことを分かち合ったりする場です。安心して過ごせるホッとする時間を大切にしています。自分らしくいられるそんなあたたかいつどいです。

●あずま通りクリニック TEL:024-572-4611

福島市権利擁護センター

福島市権利擁護センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方が生涯にわたり自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るため福島市が設置する相談支援機関です。身近な相談機関である地域包括支援センターや相談支援事業所などと連携をはかりながら、成年後見制度や権利擁護全般に関する相談を広く受け付けています。制度利用や専門相談等が必要な場合には、それらを適切に行われるよう支援を行っているほか、成年後見制度や権利擁護についての啓発のため、出前講座なども実施しています。

●福島市権利擁護センター TEL:024-533-3341

あんしんサポート(日常生活自立支援事業)

認知症、知的・精神障がい等により日常生活上の判断に不安のある方が、地域において自立した 生活が送れるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用するためのお手伝いをします。ま た、それに伴う日常的なお金の払い戻しの援助や大切な書類等を保管します。

●福島市社会福祉協議会 TEL:024-533-3341

福島市消費生活センター

身に覚えのない請求や悪質商法、契約上のトラブル、商品・サービスに対する苦情、製品を使用中の事故など、消費生活に関する相談を受けています。

専門の相談員が、対処法の助言や専門機関の紹介、解決にむけたあっせんなどをいたします。

●福島市消費生活センター TEL:024-522-5999(相談専用ダイヤル)
消費者ホットライン[188](いやや!)

自動車の運転について

今まで安全に運転できていたとしても、認知機能や身体機能の低下によって、道に迷う、信号に気づかない、道路の逆走、ブレーキを踏むタイミングが遅れる、車庫入れ時にぶつける、ペダルの踏み間違い等を引き起こし、重大な事故につながる可能性があります。

下記のチェックリストに1つでも当てはまり、繰り返して起こすようなときは、危険であることを示すサインです。

運転チェックポイント

- □センターラインを越える
- □縁石に乗り上げる
- □車庫入れ(指定枠内への駐車)に失敗する
- □ふだん通らない道に出ると、急に迷ってしまったり、パニック状態になったりする
- □車間距離が短くなる
- □車体に擦った傷・ぶつけた傷が増えている



運転免許証自主返納について

有効期限のある運転免許証を自主返納した方および失効後5年以内の方も、運転経歴証明書を申請できます。

この証明書は、これまで安全運転に努めてきた証明や記念となるもので、身分証明書にもなります。

また、公共交通機関の割引や各種サービスを受ける際に、提示を求められることがあるため、申請することをおすすめします。

福島県では「運転卒業サポート協賛店」で証明書を提示すると、おとくな得点・サービスを受けることができます。

運転免許自主返納・運転経歴証明書は、福島・郡山運転免許センターまたは県内の警察署及び分庁舎で申請できます。

詳細は福島運転免許センターまでお問い合わせください。



「運転卒業サポート」に関する▶ HPはこちら



福島運転免許センターには、運転に不安がある運転手やご家族等からの相談を受け付けする 安全運転相談ダイヤルがあります。「もの忘れが多くなった」「家族が認知症だが、運転しており 事故を起こさないか心配」等、運転に不安を感じたら下記連絡先までお電話ください。

福島運転免許センター

- ○安全運転相談ダイヤル #8080 (シャープハレバレ)
- ○代表電話 024-591-4372



認知症サポーター養成講座を受講しませんか?

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。福島市では、地域住民だけではなく、多くの学校や企業の方々もサポーターになっています。

認知症サポーター養成講座の受講をご希望の方は、下記の長寿福祉課までお問い合せください。



▲福島市立水保小学校

もし認知症の人が困っていたら勇気をもって声をかけたい。たくさん勉強できてよかった。

認知症の方へは優しさと思いやりをもって接していきたいと思う。ほかのスタッフにも伝えていきたい。

▼株式会社ファミリーマート



日本赤十字社福島県支部と共催の認知症サポーター養成講座を開催します

	開催日	会場	詳細
1	令和7年7月14日(月)		42 + 20 - 45 + 00
2	令和7年9月26日(金)	日本赤十字社 福島県支部	13:30~15:00
3	令和7年11月4日(火)	3 階大会議室	○90分で学ぶコース ○15歳以上の方対象
4	令和7年12月13日(土)	(福島市永井川字北原田17)	○受講費:無料 ○人数:各20名
(5)	令和8年3月13日(金)		

日本赤十字社福島県支部ホームページ、FAX・メールにてお申込みできます。

FAX: 024-545-7923 TEL: 024-545-7996

E-mail koushu@fukushima.jrc.or.jp

日本赤十字社 福島県支部 ホームページ▶



認知症高齢者等見守り声かけ訓練

~地域での日頃から見守る力を高めるために~

認知症高齢者等見守り声かけ訓練とは、認知症の人が行方不明になったという設定のもと、地域のネットワークを活用し、「通報~連絡~捜索~発見・保護」の流れや実際の対応を訓練します。認知症高齢者等が、事故に巻き込まれないために地域の見守り向上を目的として開催します。地域住民、町内会、民生委員、地域包括支援センター、介護事業所、警察等が協力して行っています。



▲松川地区「認知症SOSネットワーク模擬訓練」

お問い合わせ先

長寿福祉課地域包括ケア推進室

TEL:024-529-5064